

しながわ団体応援補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）に対する個人からの寄附金のうち、その用途として第8条に規定する団体（次条において単に「団体」という。）を指定して寄附された寄附金（以下「応援寄附金」という。）の取扱いおよび当該寄附の指定を受けた団体に対して区が行う補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援寄附金の申込手続)

第2条 団体を指定して区に寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、しながわ団体応援寄附金申込書（第1号様式）を区長に提出し、申込みをするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、区長が指定する方法により申し込むことができる。

(応援寄附金の納付方法)

第3条 応援寄附金の納付方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 区長が指定する納付書による納付
- (2) 区長が指定する場所での現金納付
- (3) 区長が指定するインターネットサイトが取り扱う方法による納付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が認める方法による納付

(公序良俗に反する応援寄附金の取扱い)

第4条 区長は、第2条の規定による申込みがあった応援寄附金または前条の規定により納付された応援寄附金が公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、応援寄附金の受入れを拒否し、または收受した応援寄附金を返還するものとする。

(応援寄附金の不返還)

第5条 区長は、次に掲げる理由により、寄附者が指定した団体（以下「指定団体」という。）に補助金を交付しない場合または返還させた場合であっても、既に納付された応援寄附金は寄附者に返還しない。

- (1) 指定団体から第11条に規定する補助金交付申請書の提出がなかったとき。
- (2) 第11条に規定する補助金交付申請書の提出の際に、指定団体が第8条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第17条第1項各号のいずれかに該当することにより指定団体が補助金の交付決定の取消しを受けたとき。
- (4) 指定団体から第18条の規定により補助金の返還を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金を交付することが適当でないとき。

(寄附金受領証明書の交付)

第6条 区長は、応援寄附金を受領したときは、寄附者に対し、寄附金受領証明書（第2号様式）を交付するものとする。

(応援寄附金の適正な管理)

第7条 区長は、寄附金台帳等を作成し、応援寄附金を適正に管理しなければならない。

(補助対象団体)

第8条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、指定団体のうち、品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第19条の2第1項第2号または第3号に規定する法人または団体であって、次の要件を全て満たし、かつ、区長が指定するものとする。

- (1) 区内に主たる事業所を有していること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 法令や公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者と交際していないことおよび関係施設等を利用していないこと。
- (5) 宗教的活動をしていないこと。
- (6) 政治的活動をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が適当でないと認める団体は、補助金の交付の対象としないことができる。

(補助対象経費)

第9条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象団体が公益的活動を行う上で必要な経費とする。

(補助金の額等)

第10条 補助金の額は、応援寄附金の額に100分の70を乗じて得た額（1,000円に満たない端数は、これを切り捨てる。）を超えない範囲内で交付する。

2 応援寄附金の額から前項の規定により算出した補助金の額を減じて得た額の使途については、区長が決定する。

3 補助対象団体から次条の補助金申請書の提出がなかった場合における応援寄附金の使途については、区長が決定する。

(補助金の交付申請)

第11条 補助対象団体のうち、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請団体」という。）は、区長が指定する期日までに、しながわ団体応援補助金交付申請書（第3号様式）および誓約書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、しながわ団体応援補助金交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請団体に通知する。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定に際し、条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が不相当と認めるときは、しながわ団体応援補助金不承認決定通知書（第6号様式）により、当該申請団体に通知する。

(補助金の請求および交付)

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付団体」と

いう。)は、しながわ団体応援補助金交付請求書(第7号様式)により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、年1回に限り、当該交付団体に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第14条 交付団体は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度が終了したときは、速やかに、しながわ団体応援補助金実績報告書(第8号様式)に次の書類を添付し、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(1) しながわ団体応援補助金活用事業等報告書(第9号様式)

(2) 当該会計年度に実施した公益的活動の内容が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 区長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、しながわ団体応援補助金確定通知書(第10号様式)により、当該交付団体に通知するものとする。

(補助金の精算)

第16条 交付団体は、前条の規定による確定通知を受けた後、速やかに精算書(第11号様式)を区長に提出し、補助金の残額がある場合には、これを返還するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 区長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 第9条に規定する経費以外の経費に補助金を使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(5) 品川区暴力団排除条例第7条の規定に基づき、補助金の交付が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、しながわ団体応援補助金交付取消通知書(第12号様式)に理由を付して、当該交付団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、しながわ団体応援補助金返還請求書(第13号様式)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第19条 交付団体は、第17条第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部

が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（調査等）

第20条 区長は、交付団体に対して、補助金の使途に関する必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

（公表の方法）

第21条 区長は、補助金の交付状況について、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

しながわ団体応援寄附金申込書

品川区長あて

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

私は、下記のとおりしながわ団体応援寄附金を申し込みます。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 希望する寄附方法（部分にチェック（レ）をしてください。）

納付書（区から送付する納付書により金融機関の窓口にて振込み）

現金書留（郵便料・手数料は寄附者の負担）

窓口

3 「しながわ団体応援補助金交付要綱」に規定する補助対象団体から、支援したい団体を1団体選び、団体名を記入してください。

【団体名】

【団体所在地】品川区

※ 団体名称は省略せず、正式名称で記入してください。

4 支援したい団体への情報提供（部分にチェック（レ）をしてください。）

支援したい団体が寄附者情報の提供を希望した場合、区から当該団体に寄附内容（本申込書記載の「住所、氏名、電話番号、寄附金額」）を伝えることができます。なお、情報提供を希望した場合、当該団体から連絡がある場合があります。

希望する 希望しない ※チェックがない場合「希望しない」とさせていただきます。

5 寄附金控除に係る申告特例（ワンストップ特例）（部分にチェック（レ）をしてください。）

希望する 希望しない ※チェックがない場合「希望しない」とさせていただきます。

6 注意事項（必ずご確認の上、部分にチェック（レ）をしてください。）

寄附金は、寄附受付期間（4～12月）終了後の翌年1～3月に、支援したい団体からの申請に基づき、寄附金の7割を上限として対象団体に交付します。

支援したい団体が補助金交付申請の意思がない場合や、補助金交付申請から補助金交付確定までに対象団体から外れた場合は、寄附金は区政全般へ活用させていただくこととし、寄附者への返還はいたしません。

※ 寄附金の申込みに係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、寄附金に関する事務以外には使用しません。

しながわ団体応援補助金交付申請書

品川区長 あて

住 所

(ふりがな)

団 体 名

(ふりがな)

代表者名

電話番号

しながわ団体応援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりしながわ団体応援補助金の交付を申請します。

なお、この申請にあたって別紙のとおり誓約書を提出します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 補助金の使途 _____

3 寄附者情報の提供※ 希望する ・ 希望しない

※ 団体へ情報提供することにご了承いただいた寄附者について、氏名・住所・電話番号・寄附金額を情報提供いたします。

誓 約 書

品川区長 あて

住 所

(ふりがな)

団 体 名

(ふりがな)

代 表 者 名

電 話 番 号

当団体は、下記の事項について確認・承諾の上、補助金の交付を申請します。

記

- 1 当団体は、下記団体に該当すること。
 - (1) 品川区特別区税条例第19条の2第1項第2号または第3号に規定する団体のうち、主たる事務所または事業所が品川区内に所在する団体であること。
 - (2) 営利を目的としていないこと。
 - (3) 法令や公序良俗に反する活動をしていないこと。
 - (4) 品川区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者と交際していないことおよび関係施設等を利用していないこと。
 - (5) 宗教的活動をしていないこと。
 - (6) 政治的活動をしていないこと。
- 2 当団体は交付された補助金を次の経費以外に使用しないこと。
 - (1) 公益に資する事業の運営に要する経費
- 3 当団体は、上記1の団体および上記2の補助金使途に関する確認・調査のため、品川区が行う関係機関への照会を承諾するとともに、必要な書類を品川区に提出する等協力を行うこと。
- 4 当団体は、しながわ団体応援補助金交付要綱第17条第1項各号に該当したときは、補助金の交付決定の全部または一部が取り消され、同要綱第18条の規定により補助金を返還すること。

しながわ団体応援補助金交付決定通知書

様

品川区長

印

年 月 日付けで申請のありました、しながわ団体応援補助金交付要綱によるしながわ団体応援補助金について、下記のとおり交付することと決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 _____ 円

2 交付条件

しながわ団体応援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、しながわ団体応援補助金の交付を受けた日が属する会計年度が終了したときは、区が指定する期日までに、しながわ団体応援補助金実績報告書（第8号様式）に関係書類を添えて区長に提出すること。

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

しながわ団体応援補助金不承認決定通知書

様

品川区長

印

年 月 日付けで申請のありましたしながわ団体応援補助金の交付申請について、貴団体に対する交付を不承認と決定しましたので、しながわ団体応援補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 不承認理由

しながわ団体応援補助金交付請求書

品川区長 あて

住 所

(ふりがな)

団 体 名

(ふりがな)

代表者名

_____ (印)

年 月 日付け第 号により当団体が交付決定を受けたしながわ団体応援補助金について、しながわ団体応援補助金交付要綱第13条第1項の規定により、補助金の交付を請求します。

記

請求金額 _____ 円

支払金口座振替依頼書

上記の請求金額を以下の口座に振り込んでください。

振 込 口 座	振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合	支 店
	預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号
	フリガナ		
	氏 名		

年 月 日

しながわ団体応援補助金実績報告書

品川区長 あて

住 所

(ふりがな)

団 体 名

(ふりがな)

代表者名

電話番号

年 月 日付け第 号により当団体が交付を受けたしながわ団体応援補助金の実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の使途

※区公式ホームページで公表するため簡潔に記載してください。

2 事業の運営を行った年月日 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金精算額

交付決定額 (A) _____ 円

使用実績額 (B) _____ 円 (交付決定額を上限とする。)

差 引 (A - B) _____ 円

4 添付書類

- (1) 当該会計年度のしながわ団体応援補助金活用事業等報告書（第9号様式）
- (2) 当該会計年度の活動内容が分かる資料（写真を含む。）

第9号様式（第14条関係）

しながわ団体応援補助金活用事業等報告書

当該年度活用分					
No.	事業名	事業概要	決算		
			支出	収入	補助金充当額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

第 号
年 月 日

しながわ団体応援補助金確定通知書

様

品川区長

印

年 月 日付けで実績報告のありましたしながわ団体応援補助金について、下記のとおり補助金額を確定しましたので、しながわ団体応援補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金確定額

_____ 円

補助金確定額	_____ 円
補助金交付済額	_____ 円
今回補助金交付（追給）額	_____ 円
今回補助金返還（戻入）額	_____ 円

しながわ団体応援補助金精算書

品川区長 あて

住 所

(ふりがな)

団 体 名

(ふりがな)

代表者名

_____ (印)

しながわ団体応援補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1	補助金受領済額	_____	円
2	精算額 (確定額)	_____	円
3	残 額	_____	円

(内訳は別紙のとおり)

第12号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

しながわ団体応援補助金交付取消通知書

様

品川区長 印

年 月 日付け第 号で交付決定したしながわ団体応援補助金について、しながわ団体応援補助金交付要綱第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消理由

2 補助金交付決定取消額 _____ 円

第 号
年 月 日

しながわ団体応援補助金返還請求書

様

品川区長

印

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消したしながわ団体応援補助金について、しながわ団体応援補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 補助金返還金額 _____ 円

2 補助金返還期限 年 月 日